

教育リソースの開発、利活用では、権利処理が重要であり、伝統的な著作権、人権問題について考察し、表現方法について簡単に説明する。

ぜひ、関係図書で学習されたい。

尚、教育リソースは、ぜひ、権利処理問題のない学習者が権利問題を意識しなくても利用できる資料で構成したい。

[illegible]

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

Ⅲ. 権利処理(権利と保管)

Ⅲ-1. 著作権

Ⅲ-2. プライバシー(個人情報保護法)

Ⅲ-3. 肖像権(保護者の許可)

Ⅲ-4. 実施上の注意

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

III. 権利処理(権利と保管)

III-1.著作権

生活の中には、小説、音楽、絵画、映画(動画)、写真など実に様々な著作物が
あり、それらに触れたり、利用したりすることで、私たちは生活をより豊かにし
ている。加えて、情報技術の発展によりインターネットを活用して、自らが創作
した著作物を容易に公表できるようになっている。

このような時代の中、著作物に対する利用の制限があり、著作物を創作した者
(著作物)に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり、インタ
ーネットで利用されたりしない権利である「著作権」が重要な役割を担っている。

著作者は、誰しもが自ら創作したものであればなるものであり、児童生徒も著
作者になる。例えば、児童生徒が、図工や美術で描いた絵も著作物となり、その
児童生徒は、著作者になる。児童生徒が描いた絵には著作権が生じる。

(2)財産権

財産的な利益を保護する著作権が財産権である。この財産的な利益を保護する
著作権は、一部又は全部を譲渡したり、相続したりすることができる。

財産権には、「複製権」、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権・公の伝達
権」、「口述権」、「展示権」、「頒布権」、「譲渡権」、「貸与権」、「翻訳権・翻案権な
ど」、「二次的著作物の利用権」がある。

(3)著作者人格権(氏名、発表、同一性保持)

著作者人格権は、著作者だけがもつことができる権利であり、譲渡したり、相
続したりすることができないものである。著作者人格権には、「公表権」、「氏名
表示権」、「同一性保持権」の3種がある。

・公表権：自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、
公表するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる
権利

・氏名表示権：自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、
表示するとすれば、実名、変名のいずれを表示するかを決めることができる権

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日)
BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

利

- ・同一性保持権：自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

(4)複製 (35条の教育についての許可)

複製権は、著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利である。通常ならば、著作者の許可を得てしか複製することはできない。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

しかし、教育での利用については、そればかりとは限らないこととなっている。それが著作権第35条「教育機関における複製等」である。そこでは、「教育を担当する者やその授業を受ける者(学習者)は、授業の家庭で使用するために著作物を複製することができる。また、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場で授業を受ける者に対し、公衆送信することができる。複製が認められる範囲であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。ただし、ドリル、ワークブックの複製や、授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化など、著作権者に不当に経済的不利益を与えるおそれがある場合にはこの例外規定は適用されない。」と定められている。

文化庁 著作権テキスト 令和5年度版

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/9390840101.pdf>)

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDPゴシック, (日) BIZ UDPゴシック

書式変更: フォント: (英) BIZ UDPゴシック, (日) BIZ UDPゴシック, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

Ⅲ-2. プライバシー(個人情報保護法)

(1)プライバシー

「私事をみだりに公開されない権利」としてのプライバシーから、コンピュータ等の情報処理の発展で、「自己情報制御権としての現代的プライバシー」に変化してきた。

OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会報告」が1980年に出され、プライバシー保護の8原則があげられた。

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

(2)OECD の8項目

①収集制限の原則(Collection Limitation Principle)

個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合は、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

②データ内容の原則(Data Quality Principle)

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で、正確・完全であり、最新なものに保たれなければならない。

③目的明確化の原則(Purpose Specification Principle)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない辞典において明確化されなければならない、その後のデータ利用は当該収集目的の達成または当該収集目的に矛盾しない、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

④利用制限の原則(Use Limitation Principle)

個人データは、明確化された目的以外の目的のための開示、利用、その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

(a)データ主体の同意がある場合

(b)法律の規定による場合

⑤安全保護の原則(Security Safeguards Principle)

個人データは、紛失もしくは不当なアクセス、破壊、利用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により、保護されなければならない。

⑥公開の原則(Openness Principle)

個人データに係る開発、運用および政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質およびその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

⑦個人参加の原則(Individual Participation Principle)

個人は次の権利を有する。

(a)データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

管理者またはその他の者から確認を得ること。

④(b)自己に関するデータを

1)合理的な期間内に、

2)もし必要なら、過度にならない費用で

3)合理的な方法で、かつ

4)自己にかかわりやすい形で、自己に知らしめられること

(c)上記(a)および(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること
及びそのような拒否に対し、意義を申し立てることができること

(d)自己に関するデータに対し、異議を申し立てること、及びその異議が認められる場合には、データの消去、修正、完全化、補正させること

⑤責任の原則(Accountability Principle)

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

この報告に対し、我が国ではプライバシーの保護の基礎原則として、次のように示した。

日本のプライバシー保護の基礎原則(1981年1月から行政管理庁では、プライバシー保護研究会を設置し、1982年7月に「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」を報告した。())内はOECD)

①収集制限の原則(収集制限の原則、目的明確化の原則)

②利用制限の原則(利用制限の原則)

③個人参加の原則(個人参加の原則、公開の原則)

④適正管理の原則(データ内容の原則、安全保護の原則)

⑤責任の明確化の原則(責任の原則)

(3)個人情報保護法 5 項目

教育リソースの開発の実践にあたっては、個人情報保護法等に注意する必要がある。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium

III-3. 肖像権(保護者の許可)

肖像権は、法律上に明文化された保護規定がなく、判例を重ねて認められた権利である。自分の肖像を利用する独占権である。

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

学校教育の教育リソースでは、無断で自分の肖像を撮影されたり、使用されたりすることを拒む権利が重要であり、注意が必要である。

このプライバシー権がよく問題になり、授業の記録、運動会等の記録でも公開するとき注意が必要となる。このために、顔等にぼかしを入れて特定できない工夫もされている。

また、学校では保護者(成人でない場合は保護者の許可も必要)の許可を得て撮影することも必要になる。とくに学外への公開には注意すべきである。

もう一つは「パブリシティ権」がある。著名人等では、肖像権に営利目的で独占的に利用する権利があるとされている。すなわち、財産権の一部と考えられている。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

III-4. 実施上の注意

教育リソースとしての撮影記録、保管、流通、(公開)、利用にあたっての実施上の注意について示す。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

(1) 資料の収集・撮影・記録・管理・流通での注意点

① 許可書の取得をすべきである

資料の収集・撮影・記録にあたっては、著作権、プライバシー、肖像権、所有権等についての利用は、許認可を得ておく必要がある。

(ぜひ、教育委員会、教育センター、学校等では、必要に応じて許可書を依頼し、取得しておくべきである。許認可については、文化庁の著作権等で調べる。)

② 流通利用

教育リソースの流通・利用の責任者としては、権利、利益などの観点と同時に教育的な価値、文化的評価も配慮して、流通利用に支援すべきである。

③ 社会的背景等の注意

教育リソースとして保管・流通にあたって社会的背景から流通困難な事項がある。例えば、現在の社会的通年として流通(公開)が困難な事項、人間関係で困難な事項、さらに社会的な関係(とくに海外の国々)で保管データ等の安全上の問題等で注意すべきである。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

(2) データの利用・保管期限での注意

データの保管は、一般に諸権利の期間内で利用する場合と、歴史的な価値で長期に利用する場合に分けて保管しておく必要がある。

① 現在、流通利用するコンテンツ

② 数十年以後に利用するコンテンツ

以上の2つで分けて保管し、文化の伝承に十分配慮した保管の構成にすべきである。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

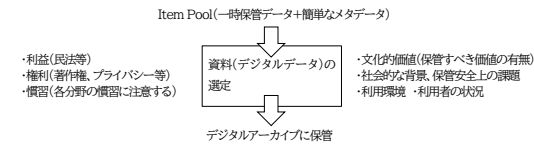
(3) 選定

資料の選定（他の著書等で選定評価(項目)の説明を参照）では、各視点で評価し選定する各項目について十分な注意・検討をし、保管の適否を判断すべきである。重要な視点としては文化的価値であり、次に利益：所有権、権利：著作権・プライバシー、慣習がある。社会的な関係、保管安全上の課題（国内外の政治、社会的背景）また利用環境・利用者の状況等も配慮すべき場合もある。これらの総合的な評価をもとに利用条件を付けて保管する。（例えばCC0 など）

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt



図III-1 Item Pool の例

(4) 短期利用と長期保管後に利用

・短期利用のデジタルアーカイブは、現在の数十年間に利用する著作権、プライバシー等の許可された資料で構成する。

・長期保管後（数十年、数百年後）に利用する資料は、著作権（財産権等や各種の利用条件の一部）が関係なく利用できるようにする。

この短期・長期利用でデータが区別されたデジタルアーカイブの構成は、伝承

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

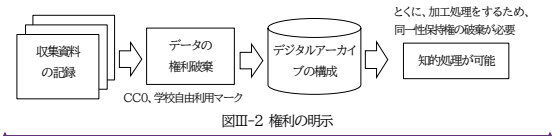
IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

の意味で重要である。

(5) 権利の破棄 (CC0、学校自由利用マーク等)

各種の利用制限のない権利者が権利を放棄したデータで構成するデジタルアーカイブの開発が、今後知的処理等の発展でも必要となる。デジタルアーカイブに知的処理をしてその成果を有効に活用し、人々の役に立てるには、今後、権利の破棄されたデータの収集が重要になる。例えば、知の増殖型サイクルの試行では、各種の権利処理が必要なデータを用いると、今後の展開が困難になる。

知的な処理を可能にする重要な条件の1つに権利破棄されたデータの解析、分析処理が必要である。(選定評価項目、著作権・プライバシーについては別の図書を参照されたい。)



書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

クリエイティブコモンズライセンス (CCライセンス)

短期 Item Bank は、主に著作権 (財産権) などが有効な期間内での資料データの利用となるため、著作権などの処理の有無を記すメタデータ項目が必要である。さらに、資料データの利用条件表示 (著作者による利用許可の範囲) を記すメタデータ項目が必須となる。利用条件表示とは、クリエイティブコモンズライセンス (CCライセンス) による、著作権者の許可する範囲内であれば自由に資料データなどコンテンツを使用できる証明を指す。

クリエイティブコモンズとは、CCライセンスによる作品の流通を図るための活動全般と、活動する団体を指す (活動母体はアメリカの非営利団体)。各国の著作権法に則った活動が行われており、日本は、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンが日本の著作権法に準拠した規定を設けている。

CCライセンスには、基本の4要素、「BY (表示)」「NY (非営利)」「ND (改

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

変禁止)」「SA (継承)」の組み合わせ (実質6種類) と、パブリックドメインに
関する「CC0」「PD」の2要素 (種類) がある。

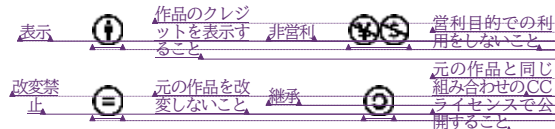
「CC0」とは、作品に付与される著作権を全て放棄し、実質パブリックドメインにするという意味を示し、「PD」は、著作権が消滅した作品を指します。資料データなどコンテンツについて、CC0での提供が出来れば、利用者の幅広い活用が期待できる。ただし、作品に付与される著作権を全て放棄するCC0でデジタルアーカイブに適用する場合、例えば、ある写真の被写体である人物、美術作品、企業のロゴ、有名な建築物や商業施設などに関わる肖像権や商標権、施設管理権など、さまざまな権利まで放棄されているとは限らないため、CC0での作品提供の際、被写体に、他の権利が関係する場合は、他の権利に対しても許諾処理等を行うことが望ましい。

表Ⅲ-1 パブリック・ドメイン・ツール、クリエイティブコモンズライセンス

パブリック・ドメイン・ツール



クリエイティブコモンズライセンス

[illegible]

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

CC BY (表示)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。
CC BY-SA (表示、継承)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス（このライセンス）で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるCCライセンス。
CC BY-ND (表示、改変禁止)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が可能なCCライセンス。
CC BY-NC (表示、非営利)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。
CC BY-NC-SA (表示、非営利、継承)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。
CC BY-NC-ND (表示、非営利、改変禁止)		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるCCライセンス。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン web サイト
(<https://creativecommons.jp/>) (参照 2017-09-17)をもとに作成

自由利用マーク

自由利用マークは文化庁により示された、著作者が自分の著作物を他の人に自由に使ってもらってよい場合に、意思表示として示すマークである。自由利用マークには、次の3つの種類がある。

(a)「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

[illegible]

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク。
変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、
翻案などは含まれない。そのまま「プリントアウト」「コピー」
「無料配布」をする場合に限られる。(会社のパンフレットにコ
ピーして配布することなどは、営利目的の利用であるが、無料配
布であればできる。)

(b)「障害者のための非営利目的利用」OKマーク
障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布
など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク。
変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、
翻案なども含まれる。

(c)「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク
学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、
送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク。
変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、
翻案なども含まれる。

とくに、今後デジタルアーカイブの課題解決や知的創造処理などのコンテンツ
の内容も加工処理が求められる分野では、(2)、(3)の自由利用マークの条件が
必要となる。できれば、他の領域でも自由利用マークが使えるような展開が望ま
れる。

(6)教育での活用と権利処理
著作権は、文化の発展に寄与するためのものである。しかし、著作物を利用す
るたびに著作権者からの承諾を得るなどの手続きが必要となると、著作物の利用
が制限され、著作権があることによってかえって文化の発展を妨げるおそれがあ
る。そこで著作権法では、例外的な場合に著作権等を制限することで、著作権者
等に許諾を得ることなく利用できることを定めている。その例外的な場合の一例
が、「教育機関における複製等」である。

書式変更

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更

書式変更

書式変更

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更

書式変更

書式変更

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更

書式変更

書式変更

書式変更

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

教育機関における複製等（著作権法第35条）

教育を担任する者やその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。また、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場で授業を受ける者に対し公衆送信することができる。複製が認められる範囲であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。

ただし、ドリル、ワークブックの複製や、授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化など、著作権者に不当に経済的不利益を与えおそれがある場合にはこの例外規定は適用されない。

（無許諾・無償で利用可能）



図III-3 教材の活用

ただし、授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要があった。

①変わる著作権法 授業目的公衆送信補償金制度の創設

新型コロナウイルス感染症に伴い、学校等における ICT を活用した教育において教育上必要な著作物が遠隔授業等において円滑に利用できていないとして、著作権制度が見直された。本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、適正な額の補償金を支払うことで様々な著作物をより円滑に利用できるようになる。

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

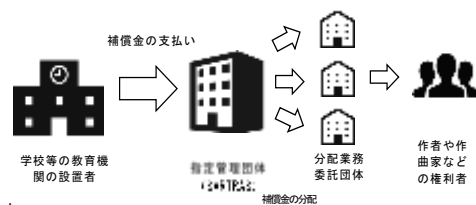
IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

(本制度により、無許諾で利用可能へ)

- ・ 対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
- ・ オンデマンド授業で講義映像や資料を送信 等

②補償金の管理は誰がするの 指定管理団体 (SARTRAS(サートラス))

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体(全国を通じて1個に限る)のみが権利行使できる。2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」が指定管理団体として指定された。



図III-4 補償金

書式変更: フォント: (英) BIZ UD明朝 Medium, (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

書式変更: フォント: (日) BIZ UD明朝 Medium, 9.5 pt

③補償金の支払いについて

制度を利用する教育機関の設置者が、指定管理団体(SARTRAS)に適正な額の補償金を支払う。それにより、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても無許諾で行うことが可能となった。なお、学校等の教育機関の設置者が指定管理団体に支払う児童生徒1人当たりの補償金の現在の年額は次の通りである。

IV. 教育リソースの教育実践研究での利用

補償金の児童生徒等1人当たりの年額（2021年現在）

●大学 720円 ●高校 420円

●中学校 180 円 ●小学校 120 円

(注)今後、変更されることもある。

(加藤真由美)

書式変更

書式變更

書式変更

書式變更

書式変更

書式変更

書式變更

删除

■



IV. 教育リソースの教育実践研究での利用



教育リソース・デジタルアーカイブに保管されている過去の資料（1968 年～1980 年）を用いて、現在の教育実践でどのように利用できるか紹介した。

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium, 9.5 pt

表の書式変更

書式變更

書式變更

書式変更

書式変更

書式変更

書式変更: フォント: (英) BIZ UDP明朝 Medium